

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年7月14日開催 全国地方銀行協会／

令和3年7月15日開催 第二地方銀行協会]

1. 緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、7月12日より、東京都が緊急事態宣言の対象地域に追加されるなど、感染拡大に伴う影響が懸念される所であり、引き続き、感染拡大防止に努めていただくとともに、事業者のニーズを能動的に確認して、最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただくよう宜しくお願いしたい。

2. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考)

- 7月5日：東海財務局から静岡県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済み
- 7月9日：中国財務局から鳥取県及び島根県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済み
- 7月12日：九州財務局から鹿児島県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を発出済み

3. 外国人顧客対応について

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人顧客

に対する金融サービスの利便性向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組みをより一層推進すべく、今般、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項、及び各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめ、6月29日、公表した。

- 「外国人顧客対応にかかる留意事項」は、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項について、プリンシプルベースの考え方をまとめた。本留意事項に記載した内容については、全ての金融機関に一律の対応を求めるものではないが、金融機関が取引顧客層や地域特性を踏まえ、顧客目線に立ち、継続的に創意・工夫を積み重ねていただくことが重要である。
- 「外国人顧客対応にかかる取組事例」は、各金融機関における外国人顧客対応にかかる取組みを深化させるとともに、銀行業界全体の取組水準を向上させていくことが必要であるとの認識の下、各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめた。記載の内容を参考にして、創意・工夫を凝らした取組みを進めていただくよう、お願いしたい。
- 金融庁としては、業界団体及び各金融機関自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場においてどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、それらを踏まえて、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくよう、期待している。引き続き、ご尽力をお願いしたい。

4. 中堅企業等支援にかかる今後の取組方針について

- 金融庁を含む関係省庁において、地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待される中堅企業等の成長促進に向けた支援策を議論するため、昨年12月、「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」を設置した。
- 6月に第2回会合が開催され、「中堅企業等支援にかかる今後の取組方針」について議論・取りまとめが行われた。金融庁関連施策の中で、地域金融機関に関連するものとしては、
 - ・ コロナの影響を受けた事業者等に対して、地域経済活性化支援機構

(REVIC)の事業再生の枠組みを活用した支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進めることや、

- ・ 地域企業の経営人材の確保を支援するため、REVICに整備する大企業の人材リストを早期に1万人規模に拡充するとともに、マッチングの仲介役となる地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ること、
- ・ 「中小M&A推進計画」を踏まえ、地域金融機関を含むM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化等について、関係省庁で連携して取組みを進めること

等がある。

- これらの施策を着実に進めていく上で、地域金融機関による積極的な取り組みや協力が強く期待される。

5. 経営者保証に依存しない融資の促進

- 6月30日、民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続している。
- 一方、金融機関によっては、2020年度は、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）を始めとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられるところ、保証付融資以外のプロパー融資も含め、引き続き、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に取り組んでいただき、2021年度も、無保証融資割合等が改善されるよう努めていただきたい。
- なお、金融機関の取組みとしては、
 - ・ 経営方針として、原則、経営者保証を徴求しないことを定めている、
 - ・ 従来、無保証の場合には、すべて本部に稟議を申請させる体制としていたところ、営業店専決で決定できるよう変更し、営業店の自発的な判断を慫慂している

といった事例が確認されている。

一方、経営者保証ガイドラインの活用に当たり、

- ・ 担当者の目利き力の向上や、
- ・ 保証徴求を当たり前と考える営業現場の意識改革
- ・ 3要件を満たさない場合であっても経営者保証を求めない取組みの推進

等を課題とする金融機関もあり、依然として改善の余地は残されていると認識している。

- 金融庁としても、引き続き、こうした個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、組織的な取組事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。

6. 外貨建保険の販売について

- 金融機関代理店で販売される外貨建て保険については、販売時の説明不十分等に起因する苦情が高水準で発生していたことを受け、金融庁では昨事務年度、保険会社や銀行に対するモニタリングを実施した。
- その結果、銀行業界の主な課題として、
 - ・ 新商品導入時の保険募集人への研修について、その受講状況・理解状況の管理が十分でない銀行もあったこと、
 - ・ 募集に当たっての適合性判断について、その判断基準や適合性が認められない場合の対応方法を具体的に設定していない銀行もあったこと、
 - ・ 販売後のアフターフォローに関し、昨年4月の生命保険協会のガイドライン改正を受けた社内規程等の改正や、顧客に解約返戻金の時価情報を提供すべく、例えば共同ゲートウェイなどのシステムを導入する等、保険会社との情報共有が進んでいるが、こうした点に未対応の銀行もあったことなどが挙げられる。

(参考) 外貨建て保険について、投資信託で導入している共通 KPI (運用損益別顧客比率、預かり残高上位銘柄のコスト・リターン) の導入に向けて保険業界・銀行業界と調整中。その際のデータ取得にも共同ゲートウェイを活用する予定。

- こうした点について今事務年度にフォローアップを行う予定。保険会社に対し、金融機関代理店側と協議を行うよう求めているので、よろしくお願いしたい。

7. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートについて

- 金融庁では、平成 30 事務年度以降の各事務年度における金融機関の特徴的な取組事例や、金融庁・財務局の取組事例を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめており、令和 2 事務年度の取組みについて、7 月 8 日に公表した。

- 主な内容として、

- ・ コロナ関連対応として、各地域における事業者支援態勢の把握、事業者支援ノウハウ共有の取組みの実績、
- ・ 金融機関と当局との間の対話やその質を高めるための当局としての情報・知見の蓄積として、例年秋に公表している企業アンケート調査の結果を一部先行して掲載、検査マニュアル廃止後の引当実務に関する特徴的な事例、
- ・ 地域活性化・課題解決に向けた取組みとして、昨年の Re:ing/SUM の開催実績、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった有志職員の活動状況 (「地域課題解決支援室・チーム」による取組み)、

について記載している。

8. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き

方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。

- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待される場所、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、6月23日、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、また、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」の中で事例を取り上げるなど、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくよう、よろしく願いしたい。

9. 先導的人材マッチング事業の公募結果等について

- 令和3年度の先導的人材マッチング事業に関しては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が、令和3年2月から5月にかけて、公募を実施した。
- この結果、一次公募で68先、二次公募で13先が採択され、計81のコンソーシアムが参画することとなった。昨年度（60コンソーシアム）よりも参画数が大幅に増加し、各都道府県のいずれにも1先は採択先が所在することとなった。

10. 契約・決済データ連携（ZEDI 利活用・次世代取引基盤）について

- 6月18日、全銀EDIシステム（ZEDI）の利活用等を通じて、企業間取引

事務のデジタル化に取り組むことが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として閣議決定された。

- 今回の取組みは、2023年10月のインボイス制度導入（それに対応した電子インボイスの普及）を契機として、契約から請求・決済に至る企業間取引における一連の事務フローについて、データ連携により効率化を図ろうとするもの。
- このうち決済領域においては、インフラとしてZEDIの活用が想定されている。ZEDIについては、2018年末に全銀システムのオーバーレイシステムとして稼働したものの、足許での利用状況は低調であるところ、産業界・金融界における取組みを通じて、その利活用促進を図ってまいりたい。
- 具体的な取組みについては、今後、デジタル庁や経済産業省と連携しつつ、金融機関の意見も踏まえながら検討していくことを想定しており、協力をお願いしたい。

【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2部 デジタル社会の形成 に向けた基本的な施策

2. 徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現

(10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化

① 相互連携分野のデジタル化の推進

イ 契約・決済

電子インボイスの普及に合わせて、企業間取引の即時・多頻度の契約とそれを支える決済について、企業の会計処理に係る効率性を向上させるため、ワンストップ化するために必要なデータ標準等を実証を通じて整備するとともに、全銀EDIシステム（※）の利活用に向けた産業界・金融界等の取組を推進する。

また、中長期を見据えて、電子受発注システムの普及促進等による中小企業の生産性向上、資金決済システムの高度化・効率化など、契約・決済に関連する検討全体を俯瞰して全体のアーキテクチャを描いた上で、それを実現するための標準仕様の整備等に向け官民で連携して取り組む。

（※）支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、様々なEDI情報の添付を可能とするシステム。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり

～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(2) 民間部門におけるDXの加速

・(略) こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI(※)等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進MaaSを始めとする Connected Industries を構築する。

(※) Electronic Data Interchange の略称。2023年10月のインボイス制度への移行、2024年1月のISDNサービス終了が迫る中、中小企業における普及促進が期待される。

11. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、金融庁の顧客本位定着の一層の推進に向けた取組みを取りまとめ、6月30日に「顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③金融庁による「見える化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

12. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORについては、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021年12月末に公表が停止されることが確定している。12月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既

存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。

- 円 LIBOR からの秩序ある移行を進めるためには、円 LIBOR 参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関における LIBOR からの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

13. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策について

- FATF による第4次対日相互審査について、本年8月に報告書が公表される見込みである。審査団による指摘は、5年間のフォローアップの中で官民が連携して対応していく必要があるということであり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与体制の高度化への取組みにご協力いただきたい。

14. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、昨年12月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、6月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現」を目指すこと等が盛り込まれている。
- 政府としては、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて様々な施策を講じていく方針であり、地域の企業を含めて、様々な影響も想定される。一部金融機関では、顧客企業への本業支援の一環として、気候変動等に係る課題の特定や事業戦略の見直し等についてのサポート等の取組みを実施しているものと承知しているが、金融庁としても、例えば、環境省と連携した「カーボン分析支援事業」など、関係省庁とも連携し、金融機関の顧

客支援もサポートしていきたい。

15. G20 の動向について

- 国際動向について、申し上げたい。7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、久々に対面でG20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBORからの移行、について紹介したい。
- まず気候変動に関しては、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表されたG20 財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と歓迎が示されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
 - 一つ目として、気候関連開示の推進に向けた報告書であり、これはTCFD提言を基礎として、グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指している、
 - 二つ目として、金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、
 - 三つ目として、今申し上げた情報開示、データに加え、脆弱性分析、規制監督上のアプローチの4つの分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関するFSBや基準設定主体等の取組みを整理したロードマップ、について取りまとめている。
- この他、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年10月のG20に提出すべく取組みを進めている。
- 次の論点として、FSBからG20へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファの機能やノンバンク金融仲介（NBFI）については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSBは10月に最終報告書を

とりまとめることが予定されている。

- 最後に、今回の G20 でも、本年末までの LIBOR から代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSB からは LIBOR 移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう求めている。引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。

(以上)